

～同一労働同一賃金の新ルール対応～ パートタイム・有期雇用労働法講習会

参加無料
予約制

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員の間での不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法が2020年4月1日（中小企業は2021年4月1日）から施行されます。

栃木労働局では、事業主の皆さまに、パートタイム・有期雇用労働法について理解を深めていただき、同一労働同一賃金の円滑な導入に向けた取組を支援するための講習会を開催いたします。

【主な説明内容】

- パートタイム・有期雇用労働法の概要
- 同一労働同一賃金対応のための取組手順（実務の流れ）

開催日	時間	場所	定員	個別相談
6月24日（月）	13:00～15:00	日光労働基準監督署 会議室 日光市今市 305-1	20名	
6月26日（水）	13:00～15:00	足利労働基準監督署 会議室 足利市大正町 864	15名	
7月4日（木）	10:00～12:00 14:00～16:00	宇都宮労政事務所 5階会議室 宇都宮市竹林町 1030-2 河内庁舎	100名	○
7月10日（水）	10:00～12:00 14:00～16:00	宇都宮労政事務所 5階会議室 宇都宮市竹林町 1030-2 河内庁舎	100名	○
7月18日（木）	13:00～15:00	大田原労働基準監督署 会議室 大田原市本町 2-2828-19	20名	
9月12日（木）	10:00～12:00 14:00～16:00	栃木労働基準監督署 会議室 栃木市沼和田町 20-24	30名	
9月18日（水）	13:00～15:00	大田原労政事務所 第1会議室 大田原市中央 1-9-9 那須庁舎	30名	○
9月25日（水）	13:00～15:00	小山労政事務所 4階会議室 小山市犬塚 3-1-1 小山庁舎	30名	○

* ○印の会場では、説明終了後に栃木働き方改革推進支援センターによる個別相談を実施します。

* 申込み方法は裏面をご覧ください。

* 各会場とも定員になり次第、申込みを締め切ります。

申込み方法

「参加申込書」にご記入の上、①②いずれかの方法で「栃木労働局雇用環境・均等室」宛お送りください。

① FAX 028-637-5998

② 郵送 〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4 栃木労働局雇用環境・均等室宛

パートタイム・有期雇用労働法講習会参加申込書

FAX : 028-637-5998 ※送信票不要

参加を希望される会場に○印を記入してください。

6/24(月) 13:00~	6/26(水) 13:00~	7/4(木) 10:00~	7/4(木) 14:00~	7/10(水) 10:00~	7/10(水) 14:00~	7/18(木) 13:00~	9/12(木) 10:00~	9/12(木) 14:00~	9/18(水) 13:00~	9/25(水) 13:00~
日光署	足利署	宇都宮労政事務所				大田原署	栃木署		大田原 労政事務所	小山 労政事務所

(フリガナ)				
企業名				
所在地	〒		(電話)	
部署・役職				
お名前	①		②	

- ※ お申込みは1企業・法人で2名様までとさせていただきます。
- ※ 定員になり次第、申込みを締め切ります。定員超過により、参加いただけない場合のみご連絡いたします。
- ※ 当日は、お送りいただいた本申込書を必ずご持参ください。事前申込みがない場合、当日ご来場いただいても対応できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ※ ご記入いただいた情報につきましては、厳密に管理し、出席の確認以外には使用いたしません。

パート・有期労働ポータルサイト <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた取組手順書、業種別マニュアル、動画解説などの様々な情報を提供しています。



栃木労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/#hatarakikata>

講習会の会場定員に達した場合のお知らせなど、申込み状況について掲載いたします。また、働き方改革関連法の特集、イベント情報なども掲載しています。

